

入札参加資格者 各位

高知市 総務部長

建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）

今般の建設需要の増大に伴う公共工事の競争入札における不落・不調の全国的な発生に鑑み、工事請負契約が不成立となるリスクの低減を図るため、入札事務手続の一部において下記のとおり暫定的な措置を講じる。

※ 暫定措置は、工種、適用範囲等について弾力的に運用するものとする。

記

1 措置の内容

(1) 入札参加者の拡大策として次の措置を行う。

① 事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大する。

請負対象金額が 130 万円超の建設工事について、事後審査型制限付一般競争入札の対象とすることができるものとする。

② 事後審査型制限付一般競争入札における入札参加資格要件に関して次の緩和を行う。

ア 発注標準の弾力的運用

発注標準ランクより上位の格付けの者の入札参加について弾力的な運用を行う。

イ 施工実績に係る要件の緩和

入札参加者及び配置予定技術者の施工実績の要件を緩和する。

ウ 配置技術者の雇用期間に関する要件の緩和

配置技術者の雇用について、入札資格要件確認の時点で雇用されていることを要件とする。

エ 手持ち工事の件数制限を緩和する。

(2) 入札執行手続の見直し

高知市建設工事等競争入札心得第 6 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、指名競争入札（予定価格を事後公表としている場合に限る）においては、1 者による入札（再度入札を含む）を執行する。

(3) 現場代理人の配置（常駐）の特例

- ① 請負対象金額（税込）が 130 万円を超え 3,500 万円未満である工事を含む 2 件（他機関発注工事を含む）を限度に、次の条件を全て満たす場合に、現場代理人の兼務を申請することができることとする。（ただし、原則として、施工に伴い公道等における交通規制を実施する必要がある工事の場合は除く。）
 - ア 両工事区間を概ね 30 分以内で移動できること
 - イ 現場代理人は工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できること
 - ウ 必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき 1 回以上それぞれの工事現場に滞在できること
- ② この取扱いに基づく申請は、別途定める様式により請負契約締結前に行うものとし、申請内容が適当であると判断された場合に現場代理人の兼務を承認する。

2 適 用

この通知による取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この通知に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

- (1) 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）（平成 25 年 12 月 18 日付け 25 契第 585 号）
- (2) 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）（平成 28 年 6 月 1 日付け 25 契第 585 号）